

セグロウリミバエの緊急防除の内容（案）

1. 防除の区域

沖縄本島の 26 市町村

（糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、名護市、那覇市、南城市、嘉手納町、金武町、北谷町、西原町、南風原町、本部町、八重瀬町、与那原町、大宜味村、恩納村、北中城村、宜野座村、国頭村、中城村、今帰仁村、東村及び読谷村）

2. 防除の期間

令和 7 年 4 月中旬～令和 7 年 12 月 31 日

3. 防除の対象

セグロウリミバエ

4. 対象植物

うり科植物、いんげんまめ、うどんげのき、ウママンゴウ、おうぎやし、くだものときい、サボジラ、シフォノドン・ケラストリネウス、ストリクノス・トレリ、ストリクノス・ヌクスウォミカ、ストリクノス・ルピコラ、すもも、テトラスティグマ・レウコスタフィルム、とうがらし、トマト、なんようざくら、ハイドノカルプス・アンテルミンティカ、パパイヤ、ぱらみつ、ばんじろう、ピーマン、ヒロセレウス・ウンダーツス、ファグラエア・ケイラニカ、フィクス・ティンクトリア、ふともも、ペピーノ、まれいふともも、ミクソピルム・スミラキフォリウム、やえやまあおきの生果実及び花並びにそれらの容器包装

5. 防除の内容：

（1）移動の制限

防除区域内に存在する寄主植物の生果実、花及びその容器包装（以下「寄主植物の生果実等」）は、植物防疫官の検査の結果、セグロウリミバエが付着しているおそれがないと認められたものは防除区域外への移動が可能

（2）消毒又は廃棄の措置

セグロウリミバエが付着し、又は付着しているおそれがある寄主植物の生果実等の所有者又は管理者に対し、廃棄を命令

（3）テックス板の設置

防除区域内においてセグロウリミバエの誘引剤に殺虫剤を混ぜた薬剤を染み込ませたテックス板を設置することにより、セグロウリミバエの発生密度を低下